

商品概要説明書

2026年1月5日現在

商品名：しましん傷害保険付定期積金「そなえ～る」

販売対象	個人および個人事業主の方
契約期間	5年（60回）
募集契約額	2億円
募集期間	2026年1月5日（月）～2026年6月30日（火） ただし、募集契約額に達し次第、取扱いを終了させていただきます。
預入	預入方法 定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
	預入金額 10,000円以上250,000円以内
	預入総額 60万円以上1,500万円以内 お一人のお客様に対して、2口以上契約することができますが、お一人当りの掛け金総額の上限は、他の傷害保険付定期積金を合算して1,500万円以内となります。
	預入単位 5,000円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	適用金利 契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。
	利払方法 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法 付利単位を100円とし、契約期間における掛け金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	個人の方の給付補てん金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による受入れができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。 ・保険については、次回到来する定期積金契約日の応答日の午後4時が期限となります。
金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。

商品名：しましん傷害保険付定期積金「そなえ～る」

預金保険について		預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその給付補てん金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）
付帯される傷害保険	保険契約者	信金中央金庫
	被保険者	定期積金契約者本人
	保険の対象	国内・国外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガが原因で死亡された場合や入院、手術をされた場合に保険金をお支払いします。
	お支払いする保険金	<p>【傷害死亡保険】 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に被保険者の法定相続人に保険金をお支払いします。 お支払いする保険金の額は、定期積金契約日から最初の1年間については、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。2年目以降については、掛金総額から毎年、初回掛金の12倍（1年分）の金額分ずつ減額した金額となります。</p> <p>【傷害入院保険】 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.1%の金額を保険金としてお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。</p> <p>【傷害手術保険】 事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入院中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額の10倍 ②上記①以外の手術の場合…傷害入院保険金日額の5倍 <p>ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。</p> <p>※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒は含みません。</p>
付帯される傷害保険	保険期間	定期積金契約日の翌日午前0時から5年後の応答日の午後4時まで（中途解約を除く）となります。（土・日・祝日に関係なく、応当日で終期となります。）
	保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者や被保険者（保険の対象となる方）の故意によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行なうことによるケガまたは戦争、外国の武力行使等によるケガ ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患・疾病・心神喪失等によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは核燃料物質の有害な特性などによるケガ ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ ・以下の職業に従事中に被ったケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業など
	引受保険会社	共栄火災海上保険株式会社・株式会社損害保険ジャパン
	お問い合わせ先	<p>保険内容に関する照会および保険金の請求等は、保険会社へ直接お申出ください。</p> <p>【契約内容、商品説明などの照会先】お客様専用コールセンター 0120-284-506 [受付時間] 午前9時～午後6時（土日祝日を除く）</p> <p>【保険事故発生時の連絡先】事故受付フリーダイヤル 0120-337-708 [受付時間] 24時間（365日）</p>

商品名：しましん傷害保険付定期積金「そなえ～る」

苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（8時45分～17時10分、電話：0852-23-5505）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
---------------	---